

大和郡山市不登校対策総合プログラム



郡山北小学校・郡山中学校分教室「ASU」



校内教育支援センター

令和 7 年 4 月

大和郡山市教育委員会

「大和郡山市不登校対策総合プログラム」の目的

文部科学省より発表される「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果によると、不登校児童生徒数は毎年過去最高を記録しており、令和５年度の小中学校の不登校者数は約３５万人に達しています。本市においても、同様に増加傾向にあり、「学校に来ることができない子ども」あるいは「学校に来ない子ども」への対応、子どもたちの不安や悩み、困り感に対応する取組が必要です。

本プログラムでは、「児童生徒が不登校（傾向）になった場合の取組」だけでなく、「児童生徒が不登校にならないための取組」が大切だという認識のもと、二つの柱を軸に、不登校対策を総合プログラムとしてまとめたものです。不登校児童生徒について考えることは、子どもの目線から学校の在り方全体を見直すことでもあります。本プログラムを参考に、大和郡山市の子どもたちが、学校へ行くことの意義や楽しさを感じられる「魅力ある学校づくり」を目指して、取組を進めていただくようお願いします。

大和郡山市不登校対策総合プログラム(概要)

I 児童生徒が不登校にならないための取組

(1) 学校を子どもたちにとって楽しい場所にする

- ① 「学ぶこと」が楽しいと感じることができる授業づくり
(授業改善)
- ② 学習の基礎基本が身に付いていない児童生徒への早期対応(学習支援・通級指導教室)
- ③ みんなで活動することが楽しいと感じる集団づくり
(協働学習・学校行事)
- ④ 誰もが安心して過ごせる学校づくり
(自分も他人も大切にすると「助けて」が言える学校)
- ⑤ 子どもが生き生きと活動できる学校づくり
(unnecessary 規制やルールに縛られない学校生活)

(2) 未然防止・初期対応の体制をつくる

- ① すべての教職員が子どもを見守り、情報を共有できる体制づくり(集団での見守り)
- ② 不登校対策担当者を中核とした組織的対応
(SCの協力も得たケース会議や研修)
- ③ 子どもや保護者が相談しやすい窓口の設置
(SC・SSW・臨床心理士等との連携)

II 児童生徒が不登校(傾向)になった場合の取組

(1) 校内での対応

- ① 子どもや保護者とのつながりの保持
(状況に応じた学びの選択肢の提供)
- ② 専門家との相談
(SCや医師等との連携)
- ③ 「校内教育支援センター」の設置と活用
(教室に入りづらい子どものために居場所を提供)

(2) 分教室「ASU」の役割

- ① ASU カウンセリングステーション
市内すべての児童生徒や保護者を対象に、カウンセラーが相談に対応する。
- ② あゆみルーム
「ASU」入室を考える児童生徒が試行的に「ASU」に通い、インテーク面接等を行う。校長を通して申請し、学籍は原籍校のまま通室する。
- ③ 郡山北小学校・郡山中学校分教室「ASU」
あゆみルームへの通室を経て、正式に「ASU」入室を希望する児童生徒が入室する。校長を通して申請し、学籍は郡山北小学校又は郡山中学校に移る。

I【児童生徒が不登校にならないための取組】

(1) 学校を子どもたちにとって楽しい場所にする

① 「学ぶこと」が楽しいと感じることができる授業づくり

子どもたちにとって、学校で過ごす時間の多くは、授業です。その授業が楽しいものでなければ学校は楽しい場所にはなりません。わかりやすい授業・子どもが主体的に活動する授業、「個別最適の学び」や「協働的な学び」等を意識して、授業改善に努めます。子どもたちが、学校に行く目的や意義、達成感を感じられる授業づくりに取り組むことが大切です。

② 学習の基礎基本が身に付いていない児童生徒への早期対応

「学ぶことが楽しい」と感じるためには、学習の基礎基本を身に付けている必要があります。しかし、学習の定着度には個人差があります。一人ひとりの子どもの姿をよく観察し、学習に課題や困難さを抱える児童生徒に対しては、個別の指導が必要になります。また、その学習の遅れが積み重ならないように、早期の対応が必要です。可能な限り学習支援員を配置し、学習のサポート体制を整えたり、通級指導教室や放課後の学習支援を行ったりするなど、個に応じた学習支援体制を整えることが大切です。

③ みんなで活動することが楽しいと感じる集団づくり

学校は、集団生活の場です。学級や学年、学校等、集団での活動や行事を通して、みんなで活動することの楽しさや、誰かを支えたり、支えられたりすることに喜びを感じる体験が必要です。しかし、集団での活動が苦手な子どももいます。そうした子どもの気持ちにも寄り添いながら、みんなで活動することの楽しさを味わうことができるような集団づくり、機会や場の設定に取り組むことが大切です。

④ 誰もが安心して過ごせる学校づくり

一人ひとりの良さや持ち味を生かし、互いの個性や意見を認め合い、多様性を尊重する子どもを育てることが必要です。自分も他人も大切にして、誰にも居場所があり、安心して所属できる集団づくりに取り組みます。また、学校の教育活動全体を通して、人権尊重の精神に立った学校づくり、いじめを許さない学校づくりを進めます。友人や先生に「助けて」が言える学級や学校の風土を醸成するとともに、アンケート調査の実施など、「いじめ防止基本方針」に基づいた早期発見・早期対応に取り組むことが大切です。

⑤ 子どもが生き生きと活動できる学校づくり

学校生活の中で、子どもたちが生きづらさを感じることなく、安心して生き生きと活動するためには、不必要な規制やルールをなくす必要があります。子どもたちの意見も聞き、社会の変化を踏まえて校則等の見直しに取り組みます。また、地域や保護者の理解を得ながら、子どもたちが過ごしやすい、より良い学校づくりを目指すことが大切です。

(2) 未然防止・初期対応の体制をつくる

① すべての教職員が子どもを見守り、情報を共有できる体制づくり

すべての教職員が一人ひとりの子どもを見守り、些細な変化も見逃さず情報共有することが、不登校の未然防止につながります。子どもの様子に変化があったときや、休み始めたときに、その情報が役立ちます。「チーム学校」として子どもを見守り、必要に応じてケース会議やスクリーニング会議を実施するなど、組織として対応できる体制づくりが大切です。

② 不登校対策担当者を中心とした組織的対応

気になる子どもがいる場合、早期に不登校対策担当者や管理職に相談するとともに、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）とも連携し、専門的な視点からのアセスメントや対応の仕方についての助言を得ます。保護者との連携や協力も必要です。また、学校として、不登校対策担当者を中心とした組織的対応ができるようにシステムを構築しておくことや教職員研修等で確認することが大切です。

③ 子どもや保護者が相談しやすい窓口の設置

子どもが学校へ行きたがらなくなったり、休みがちになったりした場合、保護者は不安になります。そうした不登校（傾向）にある子どもや保護者が抱えている悩みや課題について相談できるように、窓口を設置しておくことが必要です。担任の先生や養護の先生が相談にのるケースが多いでしょうが、学校としての相談窓口を明確にしておきます。専門的な見地からのアドバイスを求められた場合は、SCやSSWとの面談を設定するなど、相談体制を整えておくことも大切です。必要に応じて、ASU カウンセリングステーションを活用することも可能です。

また、専門家が直接面談するだけでなく、教職員に対するコンサルテーションを行うことで、教職員の資質向上を図り、不登校支援を行う場合もあります。

<不登校に関わる相談窓口>

【学校】・学級担任	・養護教諭、不登校対策担当者等	・各校管理職
【市】・学校教育課	・ASU カウンセリングステーション	・青少年センター
【県】・あすなろダイヤル	・メール相談『悩みならメール』	・児童相談所 など

Ⅱ【児童生徒が不登校（傾向）になった場合の取組】

（Ⅰ）校内での対応

① 子どもや保護者とのつながりの保持

定期的な家庭連絡や家庭訪問をし、つながりを保ちつつ、安心して登校できるような手立てを保護者とともに考えます。登校刺激を与えない方がよい時期もありますが、学校が心配していないと感じさせることがないよう、家庭とのつながりは絶やさないようにすることが必要です。

児童生徒と学校とのつながりを保つためには、本人の状況に応じて、オンラインでの対話や授業参加、別室登校、校内教育支援センターなど、教室以外での学びの選択肢を提供することも大切です。

② 専門家との相談

本人の状況や家庭環境等を把握した上で、SC 等、専門家による適切なアセスメントを行い、学校で個別の支援計画や支援体制をまとめ、保護者とも共有します。困難さを抱える子どもや保護者の負担を軽減し、登校に向けた支援を行うことが必要です。保護者だけでSCと面談することも有効です。

また、起立性調節障害等の病気が不登校の原因となっているケースも多いので、本人の状況に応じて医療機関等の専門家の診断を受けることも大切です。

③ 「校内教育支援センター」の設置と活用

登校はできるが教室に入りづらいという児童生徒に対応するために、校内教育支援センターを設置し、子どもの居場所を提供します。落ち着いた空間の中で、自分に合ったペースで学習・生活できる環境を整えることが必要です。

通常の学校生活に復帰するための支援を目的とし、オンラインも含めて、児童生徒の一人ひとりの状況に応じた学習支援及び教育相談等に対応します。

（Ⅱ）分教室「ASU」の役割

① 「ASU カウンセリングステーション」

「ASU」通室児童生徒やその保護者に対するカウンセリングを行い、「ASU」教員とのコンサルテーション等を通して、児童生徒及び保護者の理解を深め、教育活動に結びつけます。

また、市内のすべての児童生徒や保護者を対象とした教育相談にも対応し、不登校の背景への理解を深め、心理的支援を行います。必要に応じて、個別又はグループでのカウンセリング等も行います。

さらに、教職員からの不登校支援等についての相談も受け、指導助言を行います。

② 「あゆみルーム」

不登校（傾向）になった児童生徒のための、学校外の居場所となり、家から外に出るきっかけをつくり、スタッフや他の子どもたちと交流しながら、学びを保障し、社会的自立を目指します。原則週 2 日、1 日 1 時間通いながら、原籍校に戻るか、「あゆみルーム」を継続するか、分教室「ASU」に正式入室するかを検討します。分教室「ASU」に入室する場合も、必ず「あゆみルーム」を経て、入室することになります。

「あゆみルーム」に通う際は、校長を通して申請することになります。

③ 郡山北小学校・郡山中学校分教室「ASU」

不登校（傾向）になった児童生徒が、学校以外の場所で学ぶ小さな学校です。学習だけではなく、いろいろな体験を通して、子どもたちが自信をつけ、新しい一歩を踏み出すためにエネルギーを蓄えることを目指します。目標は「学校へ戻ること」ではなく、「子どもが元気になること」。その子のペースに伴走しながら、少しずつパワーをため、高校進学等、次のステップへの自信を取り戻すよう支援を行っています。

まず「あゆみルーム」への通室を経て、そこでの様子やインテーク面接を行った上で、「ASU」正式入室を希望する児童生徒が入室します。学籍は郡山北小学校又は郡山中学校に移りますが、本人が希望すれば、原籍校に戻ることも可能です。

<初めて不登校の子どもを担当する 先生のための支援ガイドブック>

掲載内容（一部）

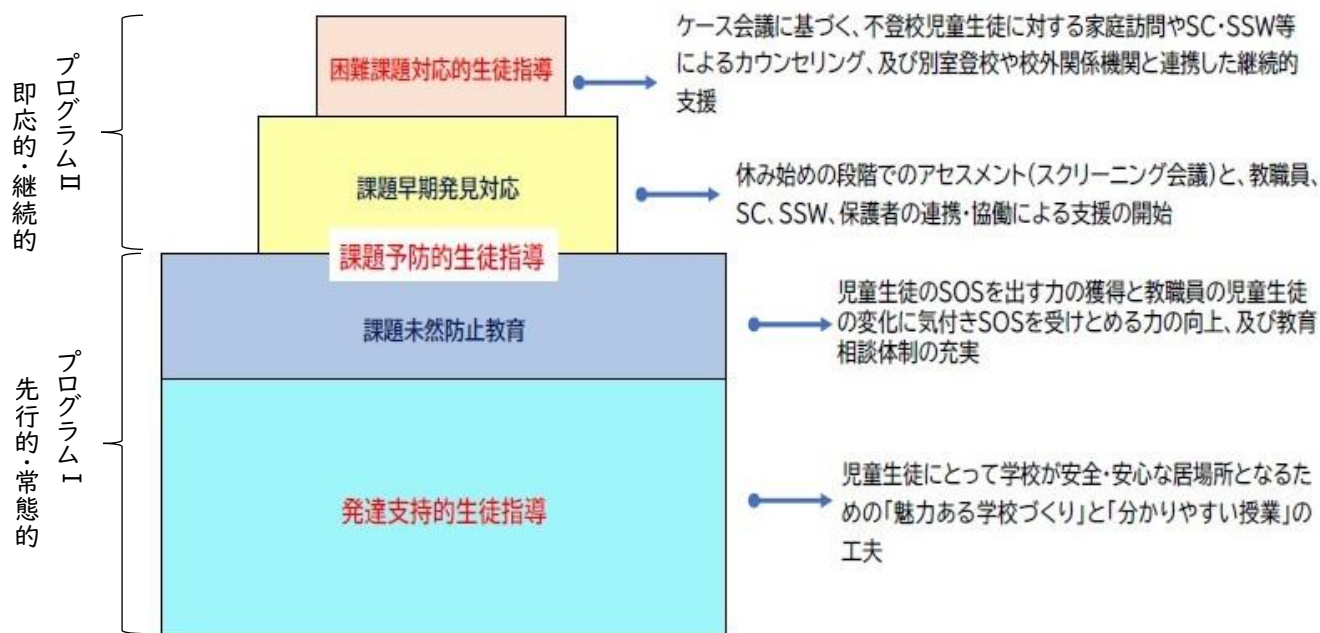
- ・対応フローシート
- ・電話対応、初期対応
- ・子どもや保護者とのかわり方
- ・家庭訪問のポイント など



参考資料

＜生徒指導提要(改訂版) 第10章 不登校より＞

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められる。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要がある。不登校に関する発達支持的生徒指導としての「魅力ある学校づくり」を進めると同時に、課題予防的・困難課題対応的生徒指導については、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら「社会に開かれたチーム学校」としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要である。



<大和郡山市校内教育支援センター設置要綱>

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和郡山市立小学校又は中学校（以下これらを「学校」という。）において、不登校又は不登校傾向にある児童生徒（以下「児童生徒」という。）を対象に、通常の学校生活に復帰するための支援を目的として学校内に設置する大和郡山市校内教育支援センター（以下「校内教育支援センター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 校内教育支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童生徒の一人ひとりの状況に応じた学習支援及び教育相談等に関すること。
- (2) 児童生徒に対する理解、対応等に係る保護者からの相談に関すること。
- (3) インターネットを活用した児童生徒への支援に関すること。
- (4) その他大和郡山市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めること。

(開設時間)

第3条 校内教育支援センターの開設時間は、学校が定める。

(休業日)

第4条 校内教育支援センターの休業日は、原則として当該学校の休業日に準じるものとする。

(利用対象者)

第5条 校内教育支援センターを利用することができる者は、原則として当該学校に在籍する児童生徒とする。

(利用状況の報告)

第6条 学校長は、校内教育支援センターの利用者の記録を整備し、毎月の利用状況を委員会に報告しなければならない。

(職員)

第7条 校内教育支援センターに、運営に必要な職員を置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第7条の規定による職員の配置その他校内教育支援センターに関し必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

学校に行きづらい子どもの居場所

「ASU」のご案内

令和5年度より
郡山北小学校・郡山中学校
分教室「ASU」になりました！

大和郡山市植柳町3番4号
TEL 0743-85-7751



さまざまな事情で学校に行きづらい大和郡山市立の小・中学校に通う児童生徒が学校以外で学ぶための場所

です。一人一人に応じた授業内容を設定し、弾力的な教育課程の中で学習指導を行います。体験活動を重視し、コミュニケーション能力の育成を図ります。中学生は、「ASU」作成の調査書で高校受験が可能です。

分教室「ASU」の地図



【近鉄郡山駅から約900m】



ASU

「ASU」での生活 Q & A

Q 学籍はどうなりますか？

A 令和5年度より分教室になったことで、**学籍が郡山中学校・郡山北小学校に移ります。**

※学籍は移りますが、本人が希望する場合は前籍校との関係(行事などへの参加)を保ちながら通室ができます。

Q 通学方法は？

A 中学生は、市内のいろいろなところから通っているのですが、電車やバスなどさまざまな交通手段で通学しています。通学定期券を購入することもできますので、詳しくはご相談ください。また自転車通学も認められています。安全な通学路を利用してください。小学生は、必ず保護者が身内の方の送迎をお願いします。

Q 制服はありますか？

A 「ASU」の制服はありませんので、前籍の小・中学校の制服を着用してもいいですし、小・中学生らしい服装であれば私服でも構いません。



【「ASU」のご案内(大和郡山市HP内)】

Q 教科書や副読本は？

A 大和郡山市立の小・中学校と同じ教科書を使っています。副読本に関しては、持っているものを学習に役立ててください。

Q 給食はありますか？

A 「ASU」は給食はありませんので、お弁当と水筒を持参してください。お弁当が作れなかった場合は、「ASU」に来るまでに買ってきてください。

Q 特別な費用はかかりますか？

A 授業料は必要ありません。ただし「ASU」までの交通費と実習や校外学習の実費は負担いただくことになります。

Q 学校を休んでいた間の学習が遅れていて心配です。

A 授業を担当している先生以外にもスタッフが個人的に教えてくれますし、家でできるプリントもありますので、心配なことは遠慮せずに気軽に相談してください。

「ASU」入室までの流れ

(大和郡山市立の小・中学校に通う児童生徒が対象となります。)

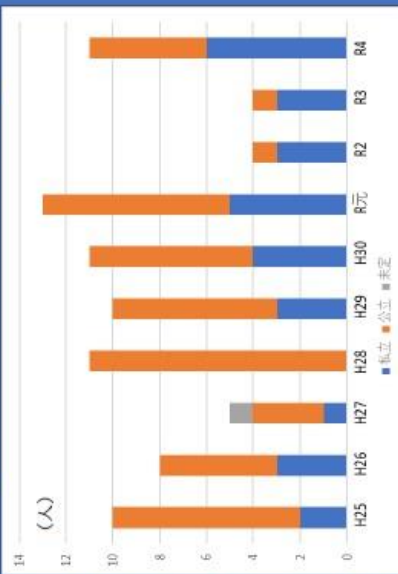


令和6年度 主な中学校行事予定

- 4月 身体測定・保護者会
 - 5月 春の校外学習
 - 6月 社会見学・定期テスト
 - 7月 七夕会・進路説明会・三者懇談
 - 9月 保護者会・秋の校外学習
 - 10月 文化祭・避難訓練
 - 11月 進路説明会・3年三者懇談
 - 定期テスト・ホースセラピー
 - 12月 クリスマス会・ボランティア清掃・三者懇談
 - 1月 お正月遊び・3年テストweek
 - 2月 節分会・私立高校入試・公立高校特色入試選抜
 - 3月 公立高校一般入試・卒業生を送る会・卒業式
- 1・2年三者懇談

【校時表】（例：中学3年生）

	月	火	水	木	金
9:00-9:20	ウォームアップ				
9:20-9:30	朝の会				
9:30-10:20	1時間目	英語	国語	数学	理科
10:30-11:20	2時間目	理科	社会	英語	数学
11:30-12:20	3時間目	スポーツ	チャレンジ	チャレンジ	音楽
12:20-13:00	昼食・昼休み				
13:00-14:30	4-5時間目	美術	音楽	体育	外国語
14:30-14:40	清掃				
14:40-15:00	終わりの会・ワールダウン				
15:00	下校				



市内不登校児童生徒の現状

<令和5年度までの不登校児童生徒数の推移>

不登校児童生徒数の推移						
	H30	R元	R2	R3	R4	R5
小学校	18	34	36	45	60	54
中学校	84	105	96	118	132	147
合計	102	139	132	163	192	201

<令和5年度 1000人当たりの数>

小学校1000人当たり不登校児童数										
	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
大和郡山市	4.8	4.3	3.9	3.2	4.3	8.2	9.9	11.5	15.9	14.6
奈良県	4.8	4.7	3.9	4.6	5.9	9.5	11.2	15.3	17.6	20.9
全国	3.9	4.2	4.8	5.4	7	8.3	10	13	17	21.4

中学校1000人当たり不登校生徒数										
	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
大和郡山市	30.3	29.8	21	28.6	40.2	50.3	50.2	58.1	66.6	76.2
奈良県	29.5	27.4	25.9	28.4	30	40.5	44.1	54.5	62.1	66.8
全国	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.7	41.3	50	59.8	67.1

